熊谷市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

平成２９年６月２０日決裁

熊谷市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使用しやすい環境を整え、全ての市民がともに生きる地域社会を実現するため、熊谷市手話言語条例(平成２８年熊谷市条例第１９号。以下「条例」という。)第７条に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を次のとおり定める。

１　手話への理解及び手話の普及の促進に関すること(条例第７条第１項第１号)

⑴　手話及び手話を使用するろう者に対する理解を推進するために、市の広報紙やホームページなどを活用し、広く普及に努める。

⑵　市民が手話に親しむことができるように、手話講習会を開催する。

２　手話による情報の発信及び取得に関すること(条例第７条第１項第２号)

⑴　市主催の各種行事を行う際に、必要に応じて手話通訳士、手話通訳者または手話奉仕員(以下、「手話通訳者等」という。)の派遣に関し、適切な環境づくりに努める。

⑵　市議会の会議に際し、必要に応じた手話通訳者等の派遣に関し、適切な環境づくりに努める。

⑶　市の公共施設等において、手話によるあいさつや聴覚障害のある方への基本的な対応を学ぶため、職員等に対して、手話研修会を実施する。

⑷　教育委員会と連携し、市内小中学校の児童・生徒を対象に手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。

３　手話による意思疎通の支援に関すること(条例第７条第１項第３号)

⑴　手話を必要とする市民が市役所で手話を使用することができるように、手話通訳者等の配置に努める。

⑵　手話通訳派遣事務所の体制の整備に努める。

⑶　手話講習会(中級コース、養成コース)を充実し、手話奉仕員の育成に努める。

４　手話を学ぶ機会の確保(条例第８条)

手話講習会(入門コース、初級コース)を開催し、手話を学ぶ機会の確保に努める。

５　事業者への支援(条例第９条)

市内事業者が、本条例の推進に関して必要な取組を進められるよう情報提供を行う。